

「令和6年能登半島地震」の被災者の方の 介護サービスの利用料免除について

射水市

【対象者】

(1)・(2)の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

対象保険者（富山県）

【介護保険】

富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、射水市

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ // の行方が不明である方
- ④ // が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ // が失職し、現在収入がない方

【利用の流れ】

介護サービス事業所等の窓口で、「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」
を提示することで、介護サービスの利用料について、支払いが不要となります。

【特例の期間】 令和7年6月末まで

【留意事項】

- ・上記の介護保険の加入者であれば、県外の介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ・なお、入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

【問合せ先】 射水市 介護保険課 ☎ 0766-51-6627